令和７年１０月２０日

尾鷲市長　加藤　千速　様

尾鷲市特別職報酬等審議会
会長　森浦　克好

特別職の報酬等の額について（答申）

令和７年８月２５日付け尾総第７０６号により諮問のあった議会の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について、本審議会で慎重に審議を行った結果、次のとおり答申します。

記

１．特別職の報酬等
特別職の報酬等の月額は、次のとおり改定することが適当である。

市　長　９１４，０００円（現行　９００，０００円）
副市長　７２３，０００円（現行　７１２，０００円）
教育長　６２４，０００円（現行　６１５，０００円）
議　長　４３１，０００円（現行　４２５，０００円）
副議長　３５８，０００円（現行　３５３，０００円）
議　員　３２６，０００円（現行　３２１，０００円）

２．実施時期
令和８年４月１日から改定することが適当である。

３．審議概要と答申の理由
当審議会は、令和７年８月２５日、特別職の報酬等の額について諮問を受け、３回にわたり慎重に審議を重ねてきました。
審議に当たっては、県内各市の特別職報酬等の比較、本市の財政状況やこれまでの特別職報酬等改定の経緯、人事院勧告の内容などの資料を基に各委員が公平な立場に立ち、慎重に検討を行いました。その結果については下記のとおりです。

（１）市長、副市長及び教育長の給料について

市長、副市長の給料については、平成１５年４月の引き下げの改定以来２０年以上据え置きになっており、また、教育長の給料についても平成２８年４月の引き下げの改定以来約１０年据え置きになっております。

しかしながら、近年の著しい物価高騰など社会情勢の変化や民間企業において賃金水準の引き上げがなされていることを踏まえると、職員を指揮監督する重責を担っていることを鑑み、給料の額を引き上げる必要があるとの意見で一致しました。

引き上げ額については、令和７年４月三重県における知事等の給料月額１．５７％の引き上げに準じて市長を月額１４，０００円、副市長を月額１１，０００円、教育長を月額９，０００円とすることが適当であるという結論に至りました。

（２）市議会議員の報酬について

市議会議員の報酬については、平成１５年４月の引き下げの改定以来据え置きになっております。

しかしながら、当時から２０年以上が経過し、近年の著しい物価高騰など社会情勢の変化や民間企業において賃金水準の引き上げがなされていることを踏まえ、市議会において、議会改革の一環として政務活動費の見直しや議員定数の削減に取り組み、議員定数が県内各市で最も少ない中、議員一人ひとりが市民の皆様の負託に応えるべく議員活動に励んでもらうためにも報酬の額を引き上げる必要があるとの意見で一致しました。

引き上げ額については、令和７年４月三重県における議長等の報酬月額１．５７％の引き上げに準じて議長を月額６，０００円、副議長を月額５，０００円、議員を月額５，０００円とすることが適当であるという結論に至りました。

４．付帯意見

今回、議会の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の月額が引き上げられることもあり、現在、条例で副市長及び教育長の給料が１０％減額となっていることについて、今回の改定に合わせて見直すべきであると考えます。

以上

尾鷲市特別職報酬等審議会

会　長	森　浦　克　好
委　員	塩　津　史　子
委　員	北　村　真　也
委　員	北　村　琢　磨
委　員	西　　謙　一
委　員	野　中　　徹
委　員	東　　郁　夫

（委員氏名は５０音順）